

郡報

第參拾壹號

目次

●報告欄

- 一通俗教育揭示資料 (六月分) 一
  - 上 (七月分) 四
  - 伊勢參宮及御大禮式場拜觀團旅行記 八
  - 上 決算報告 三八
  - 赤十字病院隔離病舎新築費寄付者氏名 四一
  - 利根郡小學校兒童トラホーム治療成績表 四二
  - 全 壯丁トラホーム檢診結果表 四四
- 論說欄
- トラホームの話 一
  - 模範村治績概要 一三

郡報

第參拾壹號

報告欄

◎通俗教育揭示資料(六月分)

○徴兵検査の成績 (六月一日)

大正五年四月七日の群馬縣報により抄録すべし

○熱せぬ果物 (六月七日)

果物のまだ熟さない間は葉と同様な色をして居ります、之れは、他のものに見つからないやうにしてあるので、其味の澁かつたり苦かつたり、毒であつたりするのは他のものにとつて食べられないやうにしてあるのですから、熱せぬくだものはたべてはなりません。

○傳染病に關する注意

(六月十四日)

温度も高まり濕氣も多くなる此の頃人間を害する病原菌も蔓るのですが、あの傳染病の細菌などはばをきかされてはたまりません此等の細菌は不潔の場所、日光の當らぬ場所、濕ける處に繁殖するものだから特にこれ等の場所は清潔にせねばなりません、春秋清潔法の行はるゝもこの爲めです又一面に飲み食をつゝしみ自己の体力を強健にしよし病原菌を食つても之を消化して自己の滋養にする位の体力かはいのです、いつも心も身体も元氣よく活動して居れば病のつけこむ餘地はないと云はれて居ます、もしも疑はしき病にかゝつたなら早く醫者に見てもらつて早くなほすが第一です。かくしておいて重くしてから騒ぎたてるのは愚の極みです。

○皇后陛下の御誕辰

(六月廿日)

六月廿五日は、皇后陛下の御降誕あらせられた御日出度い日であります。

皇后陛下は、御名を節子と申し奉り、故從一位九條道孝公の第四女にましまし、明治十七年の六月廿五日に御生れ遊ばされたのであります。

明治三十三年五月十日、皇太子妃殿下として御入興遊ばされ、大正元年七月三十日、今上天皇陛下御踐祚と共に、皇后に立たせられました。

陛下は天質温良にましまし貞淑の御徳高く、且つ御慈心に富ませられ、常に質素謙讓を旨とせらるゝ

ことは、誠に我々國民のかゝみとして仰ぎ奉らねばならぬ所であります。

○郷土の偉人

(六月二十日)

桃野村月夜野町に杉木茂左衛門と云ふ人あり田畑二町余を有せる大百姓なり、毎年續ける凶作と眞田伊賀守のむごき政とに沼田領百七十七ヶ村の人民は非常なる困窮に陥りかて、加へて兩國橋架橋の爲めに一層の難儀となり見るに見かねたる有様なりしつねづね「人の爲めに盡せ」との父の教訓は此の時なりと妻子をのこし單身江戸に出で苦しみに惱める多くの人を救はんとして酒井老中に訴へんとして成らす更に策をめぐらし輪王寺の宮様に具申することを得、宮のお慈悲により諸の苛政をまぬかるゝことを得て百姓漸く安堵せり然れども其越訴の罪により捕へられて橋畔に刑せらる。

○夏の衛生

(六月廿五日)

- 1 ねびえをせぬこと。大人も小人もねまきまたは腹まきをする事。
- 2 ねまに日光と新らしき空気を入れ、やぐを日光にはすこと。
- 3 くさりかゝりしものを決して食はぬこと。
- 4 かはりものゝ出來しとき食ひすぎぬこと。
- 5 身体を清潔にすること。
- 6 せはしい時で睡りがたらぬがちになるから少時間でも多く安眠をとることを心がけること。

7 水のゝみすぎ酒のゝみすぎをつゝしむこと。

◎通俗教育揭示資料(七月分)

○日章旗 (國の旗で俗に日の丸といふ) (七月一日)

安政元年六月十一日(今より六十二年前)に定めたものです大さは大体のさまりがあります

形せりたるわけは晴れたる空に旭のさし上るさま白色は平和の神に赤色は忠誠の國民に形とる日本の昔しの日出づる國といふ名より四方を照すが如く國勢の益盛なる様を表はす皇祖天照大神は日の神と稱して御徳八方に輝き渡るといふ皇祖の御徳に因めるものであります、

このやうな何となく心持のよき勇ましき國旗はよその國にはありませんそれだから國の祝祭日などには立てゝ祝ひ祭るのであります。

○略字 (七月七日)

今左に普通行はるゝものをあげて見ませう

|    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|
| 本字 | 略字 | 本字 | 略字 | 本字 | 略字 |
| 圓  | 円  | 錢  | 銭  | 醫  | 医  |

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 聲 | 聲 | 團 | 雁 | 廠 |
| 體 | 体 | 假 | 仮 | 寶 |
| 亂 | 乱 | 舊 | 旧 | 獻 |
| 來 | 来 | 數 | 数 | 兩 |
| 儉 | 儉 | 國 | 国 | 勞 |
| 當 | 当 | 變 | 変 | 點 |
| 澤 | 沢 | 臺 | 台 | 鹽 |
| 氣 | 気 | 厘 | 厘 | 實 |
| 貫 | 貫 | 盡 | 尽 | 畫 |
| 歷 | 歴 | 會 | 会 | 登 |

○益のここと (七月十三日)

祖先を崇敬することは、我が國柄の美風である。先祖の慕参り、彼岸の法會等、皆先祖に對するうらはしき心つかひである。ことに、益は年一度の祖先に對する大まつりで、先祖の靈を迎へて、之に心つくしの御馳走をさゝげ、款待の誠をいたし、至孝の心を奉り、更に之を送りて其禮を行ふ。誠に家



## ◎伊勢參宮及御大禮式場拜觀團旅行記

團の記録係稿

我利根郡小學校長共同研究會は日頃から其主催となつて旅行團を組織し、社會教育のために聊かたよりも貢獻して見たい、何時も學校教育にのみとらはれて居るのが能くもあるまいと考へて居つた、遂に此考は昨年に至り具体的の問題として表はれて來た、而して我等は之に向つて數回の調査を重ねて、其結果は先第一に伊勢參宮團組織と決し尙は偶昨秋御舉行あらせられた御大禮式場の拜觀を差し許さるゝといふに際し、此千載一遇の好機を逸すべからずとなし、茲に伊勢參宮及御大禮式場拜觀團と命名されて、愈別記主催趣意書に依つて發表されたのは、實に大正四年十二月下旬のことであつたかくて旅行日程は別記の如く作られて、本年二月十九日より二十七日に至る九日間にて實行することになつた、其應募人員は忽ちにして四百八十三を算し定員を超過するの盛況を呈した。

團務の進捗をはかるため團長以下夫々役員を置いて準備其他に遺憾なき様に努めた、其甲斐あつて萬端滞なく整ひて早や其出發の日を指折り數へて待つのみであつた。

### 第一日

二月十九日晴。來れり待ちに待ちたる旅行の第一日は來たれり、團員は此日前橋迄出發するものと

翌日早旦出發するものと各自の便宜によることとした、此日出發するものが大多數で、午前十時に沼田軌道會社前に集合した、嗚呼よくも集まつたり五百の健兒、よくも揃つたり利根健男兒、壯なるかな壯なる哉、總員意氣頗る軒昂、豫て用意の馬車數拾を驅りて、威風堂々として万歳聲裡に送られ、將に征衣の人となつた、行々軌道の馬車ガランガランと呼び圓太郎ベローと應じ、車輪相摩して進む様は水上ならぬゴートレースの夫れの如くであつた、知らず汽笛一聲沼田町は何時のことか、然し伊勢參りに水盃で分れた昔を思へば文明の恩澤を感謝せねばならぬ、かくして澁川よりは電車に移り午後一時前橋に着いた、住吉屋小泉屋岩六など夫々分宿し夜に入りては武士道研究と出かけて雲右衛門を聴くもの、早く床に入りて夢に京坂の空を翔けるもの、行動氣の向ふ處に任す。

### 第二日 二月廿日

明くれば今日も天氣晴朗なり、午前七時前橋驛集合今朝沼田發の連中も來り合せ勢揃整ひて搭乗を了したのは午前七時四十五分、一系乱れず其團体振りは實に見事のものであつた、八時二十分といふにボギー車八輛を連結した我汽車は、汽笛長く聲を引いて既に前橋驛を離れた、車中席定まつて一心と溜息をつき顔を見合せば之れは若月前橋驛長であつた何時もながら快濶で温かい態度である、故を問へば我行に便宜を興ふるため同行するなりといふ、實に仕合のことである、同氏は我團のためにボギー車連結の臨時特別列車を出して呉れるに、非常に幹旋をせられ、其上に又同行して呉れるとは

實に感謝する次第である。

車中眼を窓外に放てば、上野三山親しく訪ひ來り、更に北に遠く白衣高潔の容姿を現はして、我一行を見送るものは之れなむ我武尊にあらざるや、武尊よさらば、汽車はうねり／＼と遠く青雲白雲の裡に入る様な感じがした、かくて武蔵野を過り品川に出たのは正午少し過ぎる頃であつた、山と野原に飽きた眼は突如東京灣の海の風光に接して、一行は思はず海だ海だと快哉を呼んだ、近く御台場は海に浮び遠く房總の山は漠々として雲の如し其間を白帆か点々として去來する様は、何ともいへない程よい眺めであつた、之より活動寫眞の様に車窓に送迎する、東海道の景色を左右に見つゝ京都に向つた汽車は東神奈川で横濱線を岐ち神奈川からは鐵路右に折れて東京灣に別れ横濱を左に見つゝ進み、程ヶ谷を過ぎ品野坂墜道を出つれば即ち相模の國である、大船に至れば線路左右に岐れ左は鎌倉を経て横須賀に至る支線である、

藤澤驛は江の島鎌倉地方を訪はむ人の下車地茅ヶ崎、平塚、大磯は皆海水浴場に名高い平塚あたり右に一群の山嶽相連なり中に一際高く見ゆるは大山である、即ち農家の守護神阿夫利神社を祭り、夏時參詣が多いこのことである、大磯は其昔白拍子虎女を傳ふ虎子堂のある處、其西八丁に有名な鳴立澤の古趾がある、それもこれも只あると思ふのみ、口の中に「心なき身にもあはれを知られけり鳴立澤の秋の夕ぐれ」と誦じて過ぐ。國府津は箱根に遊ぶもの、又は熱海伊東に浴する者の下車地、此處より

東海道は箱根の山中を横斷して三島に通するはれども、鐵路は岐れて西北に迂廻して弓の様な線を描いて酒匂川の上流に浴び次第に足柄の巒壑の裡に入る、山北の驛に着けば午後三時なり、茲より以西は東海道の第一の險難地で、墜道と鉄橋と其間の大部を占め、明暗趣を變じ急峯奔流應接に遑なしといふ有様である、駿河驛は早駿河分、登り詰むれば御殿場驛、此地海拔一千五百尺、富士の靈峯目前に、緩かな傾斜をなして次第に高まり、岐然として雲表に峙つ其白衣を被ぎて端坐した、而かも裕々せまらない崇高なる清姿は、思はず一行の襟を正し、居すまいを直さくめた、少くも此一刹那同行五百の心は誠に清潔なものであつたらふ、否東西此處を過ぐるの旅客一切古今此境に入らぬものはないであらふ、茲に於て觸目至道も偉大なる哉である、之より三島に至る間富士の裾野を斜に切つて下り、再び海道に近つき沼津に至る、沼津からは所謂田子の浦曲で、白砂青松數千里、東海の名區を点缀し、靜浦、我入道、牛臥、千本松原、田子浦、吹上の濱、清見洞、薩垂山、久能山、清見寺、三保の松原など擧げて數ふべからず、此夕景を眺めつゝ富士川を渡りて興津、江尻の海岸を走る頃はや夜の戸張は下げられて、長さ長さフィルムに一段落を告げることを餘儀なくされた、只轟々たる長さ鉄橋を渡る音と窓外遠く近ちに燈火の点々たるを見るのみ、靜岡にて夕食辦當が配布された、時に時計は六時五分を示して居つた此辦當の具合がよいとして一同は喜んだ之より外面的の車窓見物は歸のこととして打切りとなし、内面の活動に入り唄ふものあり、滑稽百出して笑ひ興するものあり、一車は全

く一家の團樂と化した名古屋に至れば夜の十二時に近し、漸く車中人静まり、此處彼處鼾聲を聞く米原に停車すれば明けて二十一日午前二時を過ぐるこゝ十五分尙進みてふと眼覺ひれば大津なり、米原以西琵琶湖に近づきては距れ距れては近づき、車窓の眺望凡ならずと聞けども夢にも見ないて遂に過ぐ、逢坂山も過ぎて呼び起さるればはや京都は七條の驛に着いて居つた、時に四時五十分。

第三日、第四日 二月廿一日、二月二十二日

下車して驛外に立つ、天未だ明けず比叡の風に顔を吹かれて漸く眼覺ひ、今朝旅館に入りて朝餉をなす豫定である、途中東西本願寺を拜す、只其建物の宏壯なると勅使門の金色まばゆきことが印象されたのみ、六角臺に至れば全く明けたり、之より三條通の夫々豫定の旅館に入る、再び全團は宿を出て、三條大橋の袂に集ふ、昔我郷の人高山正之が橋上遙に皇城を伏し拜みたることなどを思浮べて橋を渡り二條離宮に向ふ。

二條離宮饗宴場の御模様

二條離宮は舊二條城徳川氏の建設にかゝるもので家康が關ヶ原の戦ひに勝ち、覇を天下に稱へ關東を以て根據の地となすや茲に京都に地を相して、輦下の鎮營となし且つは上洛に際して駐旆の所となさんが爲めに築いたのである、それを離宮とされたのは明治十七年の事である、一行はいと静肅に二列となり北大手門から參入し、御苑を縫ふて饗宴場東側南口より殿上に昇り南側陪宴席より中央舞

台を拜しつゝ、西側に廻り更に北側に進みて玉座御屏風等を拜し東側北口から降殿したのである。

此大饗宴場は離宮内の北東部に新に御造營なされた四十間四面の御建物で、御即位の禮及大嘗祭後臣下に御陪食を命せられ、酒饌を賜はつた處である、今其鋪設を拜し奉るに、本殿北廂の中央に錦地に千年松の山水いと芽出度圖を繪がきたる軟障を垂れ、其前に平鋪の御座を設けて御椅子を置きて玉座とし、東側に御劍御爾を奉安する二脚の按を据へ、西側に御帽十台を置かる、玉座の東に悠紀地方西に主基地方の風景と風俗歌を書いた御屏風を立てられ、母屋の四面の御壁代には白絹に朽木形の戸張を懸け野筋といふ紐て是を穿け、玉座の正面には勾欄擬寶珠を四方に廻らしたる舞樂台ありて、台より少しく離れた所に樂官幄を設けられ、幄の左右には大なる大太鼓一面宛置かる、此舞台を圍みて東西北に勾欄を設けた參列員の陪觀席ありて四方の欄間に御籠をかゝげられてある、

御式當日主上陛下には諸員に勅語を賜はり、首相及外國使節の代表者御前に進みて奉答文を奏す、夫れより主上陛下には白酒黒酒を召され諸員にも之を賜ふ、次いで御料理及び御酒を下賜すると拜承す、

此時樂官樂を奏し、舞台にて久米舞を奏す、次に悠紀主基地方の風俗舞を、次いで大歌及び五節舞を奏せらる、又夜宴の際に行はせらるゝ萬歳樂太平樂の二舞樂も此舞樂台にて奏せられしなりといふ元來此殿は他の御殿の清楚素朴なるに比べ奉り頗る華麗を極め坐る當日の陸離たる御盛觀の程を拜

察する事ができる。

元來左門を出で紫宸殿の御模様を拜すべく北に進みて御所に至り、宜秋門一に公郷門といふ其南の掖門より參入すれば、御式當日大勳位以下從一位以上の諸員及び各締盟國使節が參進せしといふ、第一朝集所及び御車寄あり、拜して紫宸殿西の御門たる月華門の南なる左掖門を入れれば御式を擧げさせられた紫宸殿の南庭正面に出づ、御庭を少しく北に進みて拜す

長くも御殿は安政三年孝明天皇寛政内裏に則りて御造營あそばされたもので、南面して建てられたれは一に南殿といひ、九間四面檜皮葺で総て白木造である。其中央を母屋といつて、南を南廂、北を御後又は北廂といふ、正面に十八段の階を設く、階上正面南廂の中央こそ御式當日大隈首相の壽詞を奏したる所で階を少しく離れて左右に左近の櫻と右近の橘が在る橘は今丁度黄い實を結んで居つた、階下の御庭は前にもいつた通り南庭と稱し東西二十一間南北十五間一面に玉の如き白砂を敷きて寸塵もない實に清らかであつた、御殿と相對する南正面の大なる門を承明門といひ建禮門の正北に在り、屋根は瓦葺にして丹雘白壁いとも壯麗なり、其中央は建禮門と共に陛下のみ通御あらせらる、其東を長樂門西を永安門といひ、御殿の東側にあるは日華門西側にあるを月華門長樂門と日華門との間にある小門を右掖門永安門と月華門との間にある小門を左掖門といふ、此等の門と門との間に廻廊があつて總て朱塗白壁なるは大極殿の面影の残れるものと拜察す、

さて南庭を北進して御殿の階段に程近き所から御裝飾の御模様を仰ぎ奉るに、御殿の御軒には綴錦に日像及瑞雲を繙し唐草五色蝶の縁を取た御幕をかけ、之を帽額といふ、帽額の内殿上母屋の正面には御式の當日聖上陛下の登りませし高御座奉安せられ東には皇后陛下の御座所たるべき御帳台ありて金風靈鏡輝き錦繡の御帳は目も綾にいと尊く拜され首自ら下る

殿下の庭上には左右に各大小十二旋の簾と十竿宛の鉾を柱に建て其前に三面宛の鉦及鼓を置かる、此等簾の車側の先頭にある金色の鳥毛の如きを竿頭に戴けるを日像蓋簾、兩側先頭に同じく紫色の鳥毛を頂けるは日像蓋簾といふ、其次位に建てられた、東なるを頭八咫鳥形大錦簾、西なるを靈鷲形大錦簾といひ次に菊花章中錦簾、其次を菊花章小錦簾と稱し、中錦簾以下は左右同形同色にして鉾及鉦鼓も亦同形である、是等の簾中日月兩蓋簾は天の日月を象り大錦簾は靈鳥を現はし、其他青黄赤白紫等の各色は東西南北の方位を示したものであるといふ、大錦簾の前に當り三叉戟に懸けられた雲形模様ある赤地銅の上に魚と殿尉との形を繙く下に萬歳の二字を現はした大藩左右一對あり、之を萬歳旗と稱し萬歳の二字は伏見總裁宮殿下の御筆である、魚と殿尉との模様は神武天皇大和丹生川上の御事蹟を現はしたもので御式の當日總理大臣壽詞を奏し終つて階を下り此兩藩の中央庭上に立ち北面して萬歳を奉唱し參列諸員之に和合して聖壽の無疆を祝ぎ奉たのである。

尙左右鉾前に置かれたる鉦鼓は當日之を打鳴らして御式の合圖を告げたもので又左右各簾前には當

日大禮使の人々衣冠束帯して御太刀、御弓、御胡録、御鉾、御楯を奉持し威儀を正して居列ひ東西  
南三方の廻廊には御式に召された參列諸員の大禮服を着して綺羅星の如く控へたる所で其崇嚴無比で  
あつたことを恐察するだに畏しどもかしこし、

拜し終りて、右掖門より南庭を退き、賢所を奉安せられた春興殿の御門前を横ぎつて、建春門の掖  
門より一旦御所を出づ、建春門は一に日の御門とも呼ひ東宮の御出入門である、第二朝集所のある通  
りを南行して仙洞御所正門より大嘗宮に參入す。

仙洞御所とは昔太上皇の御所をいひ、今の仙洞御所は後水尾天皇御讓位あらせられた時、叡慮を慰  
め奉るために徳川氏の營んだものである、大嘗宮の御模様を拜するに、悠紀殿向つて右主基殿一向  
つて左あり、悠紀は夕の御饌主基は曉の御饌を天神地祇に供進し給ふ御宮で今其御構造を伺ひ奉る  
に東西十六間南北十間高さ約六尺許の御垣を廻らし、垣一面に椎の小枝をさし是を椎の和惠といふ、  
又柴垣の四方に開戸ある、くの木の鳥居を建て之を神殿といふ、此四方の神殿の中央に當つて東西に  
面する開戸なき鳥居ありて丁字形の柴垣を附せらる、其南の柴垣に接して殿外小忌幄舎あり、柴垣と  
殿外小忌幄舎あり柴垣と殿外小忌幄舎を境とし悠紀主基の兩殿が建てられてある。

兩殿の御造りは同一にして、南北五間東西三間皮付松の御柱に、屋根は堂葺屋上に千木鯉木ありて  
総て皮付松である、而して兩殿共御壁なく總て近江葎を張らせられ、殿外の四方に竹椽あり其南椽に

皮付松の階段設けらる、是れ主上陛下の昇降口にて西椽にあるは臣下の昇降段である。

兩殿の内陣は之を拜することは出來ないが、洩れ承る所によると御床はあつか草と稱する青草を敷  
き、其上に竹の簀をかき近江葎を敷かせらる、此中央に神聖を設けられ、神の召す錦の御沓一足及び  
白の生絹の御衾を奉安せらるると拜聞す。

此兩殿柴垣の北後に廻立殿といふ御殿がある御構は畧は悠紀主基兩殿と同しく、御式の當夜主上陛  
下には先づ此御殿にて天の羽衣を召して小忌の御湯をこられ、御祭服に御着替へあらせられ、悠紀殿  
入渡御供儀の儀を行はせられ、悠紀殿の祭事終れば一旦廻立殿に還御遊はされ、再び小忌の御湯に召  
され御祭服を改めさせられ主基殿に渡御なされ、悠紀殿同様の御儀を行はせらる、此兩儀の際南神門  
内の左右に在る奏歌舎に於て樂人國栖の古風悠紀、主基兩地方の風俗歌を奏し奉る、御式に先ちて、  
皇族を初め國務大臣以下の諸員は、悠紀主基兩殿の南の中間に設けられた小忌幄舎に着床し、大禮使  
の人々は衣冠束帯に小忌衣を着け四面の神門に威儀を正して衛門其他の位置に就き、大勳位以下の參  
列員は神門外板垣の左右に設けられたる幄舎に控へ、殿の内外には燈燎を点じ庭燎を燒きて夕べより  
曉に至り、神代ながらの森嚴なる御有様なりしと承る。拜し終り南して築地門より退下す。

之より各分團は隨意行動をせらることにした、或は北山に或は東山に思ひ思ひの見物を遂げた。  
京都はいふまでもなく、古の平安京の地で、鴨川の清流に跨り、本邦第三の都會である、此地自然

の上に於て優越なる形勢を占め、即四圍巒嶺を繞らし河川よろしく之に配し、所謂山河襟帶自然の城の名に負かない、桓武天皇の延暦奠都以來一千百餘年の帝都たり又宜なりといふべしである。市の内外古蹟名勝に富むこと海内第一、しかも風俗優雅山水秀麗東に西に、至る處一容一態其趣を變へて人を厭かしめぬ。

「蒲團着て寝たる姿や東山」北如意嶽より南稻荷山まで鴨東三十六峰總じて東山といふ。形容温藉にして絶えて峭峻の狀なく極めて温雅なせまらない處が此句によく言ひあらはしてある、山の半腹より麓にかけて世に聞へた勝地が多い、

清水寺は洛中眺望第一、堂宇の奇巧また見るべきもの、所謂清水の舞台は懸崖に架して南向す、南涯淺湖一縷の水ありこれが世に名高い音羽の瀧である、

八坂神社は洛東の名祠祇園町は有名なる歌吹界、社より東方山に據るの地は即ち圓山公園洛陽遊藝第一と號す、

知恩院は淨土宗總本山、衆會堂は俗にいふ千疊敷、其椽はいはゆる鶯張り一步毎にさながら流鶯の囀づる様の音がする庫裡の間毎間は金唐紙に狩野家の筆蹟にまばゆし、此寺あたかも山腹に據つて築いた城壘の感がある、其昔徳川氏が威目的のもとにいざといへば此處に據て事を擧げる考であつたといふ此説真なりとせば家康といふ人は實に憎い程用心深い人であつた、

南禪寺は臨濟宗大本山松並木の中、山門の聳ゆるを見る、五鳳樓と稱し巍然たる建築で、南禪寺の山門か、山門の南禪寺かといひたい程である、門前少時にして疏水を見る、琵琶湖よりひける水は此に分岐して、支線は市中の給水源となり、幹線は京都大津間運渠の用となる荷船客舟インクラインを上下し琵琶湖と鴨川の間を往來す、

疏水の水は鴨川の水に血清注射をした様の感がする、一千年來の京の水に新生命を興へ京の水が若がへらしめて更に廿世紀的の美を發揮せしむるといへばよいが、又一千年來の吾等の耳邊の美しき清き優しき即ち「京の水」鴨川の水なる響に對して何となく不調和である、

銀閣寺是れ義政の營むところ北山を代表して有名なり茶室を以て世に聞ゆ、

北山を代表するものは金閣寺である、義滿燕居の地三層の金閣、林泉の美、衣笠山と調和して甚だよし

北野天神は道具の靈を祀る、境内梅松參差たり、時まさに花あり馥郁の氣充たり、「東風吹かば」則ち築紫の空に公の靈を慰むるであらふ、

京に遊んで誰か御室嵐山に行かざるものやある、其風光又一入と聞けども時なきをいかむ又の機會を樂しみに此度はあきらめる、

随分せはしい觀光である、二日の日子で京坂を一通見るといふのである、よく眼のつり筋が活動し

たものだと思ふ、國を出る時新調した下駄の齒は早や甲を磨する迄にへつた足もよく活動したものであると思つた。

觀し來つて京都はまことに纏つた感じを得にくい處であつた、其外形に於ていかにも雖然とし過ぎて居る靜かなものと騒しいもの、のろいものと、せつちなもの、澄んだものと濁つたものどが、もつれ合つてとた／＼してゐる、故に昔からの京都といふ概念は到底得られない、到る處に生々しい不調和の跡が見えて、何となく箱入娘に虫がついた様な感じかした、一言に之を評すれば異物の古書に後入か名を書き入れた様だといひたい。

第四日雨模様なれども午前八時過電車にて大坂に向ふ、發車場に新聞賣子我等に何處の團体かど問ふ、關東なりと答ふ、彼感歎して曰く關東お金のある國、きまりよい國である、故を問へば彼は三点をあげて、一服裝のよいこと、二男ばかりの團体なること、三整然としたる行動であることをいふ無邪氣なる新聞賣小僧の眼に他の團体に比べてかく映じたとは、けだしお世辭のないところであらふ電車の窓から伏見稻荷の赤い鳥居を見て、伏見桃山の御陵參拜は歸路に廻はし、其昔船客を困らせたとといふくらはんか船のことなど思ひ浮べて、大坂は天龍橋に着く直に大坂城に至る。

大坂城は豊臣氏豪華の遺物、白壁の城壁尙高く城濠の上に聳ゆ、難攻不落の金城鉄壁なり、今第四師團司令部並にあり、許を得て城内を縦覽す、築きなしたる石垣の大石にまづ氣魄を驚かしむ、天主

閣の遺趾に立ちて四望するの時、そゞろに涙を催す嗚呼難攻不落は決して天敵にあらず、金城鐵壁にもあらず、人の頭なり、遂に此城をして家康の智には及ばざりしなり、

之より各分團は思ひ／＼に四天王寺に五重の塔の高さを登り又は巨鐘に一驚を喫し、高津の宿に仁徳天皇の昔を偲び或は道頓堀千日前の般販なる様を見て大坂の繁華を概想し、築港に行くものあり、中の島に遊ぶものありて、午後二時頃は大低京都に向つて歸路につく、途中中書島より乗りかへて宇治に平等院訪ねたものもあつたが多くのは伏見桃山を下車して新らしく二所に鎮まりませる御陵の御前に顔つく、涙自ら下り御宏恩の有かたきにひせぶ、低徊去り難し、敢へて又乗る電車稻荷に下りて、鳥居の數に心願の多きを察し、伏し拜みて、三十三間堂を見る、世に三十三げん堂といへども實は六十六間あり、之は三十三ま堂といふがはんまじやといふ宿に歸れば既に六時を報す。

大坂の今日あるは、三百年前豊太閤が此處を以て大本營となしたのに、大に其動機を存す、たとへ其天恵の地利ありと雖も、開發の巧ある豊太閤は大坂の恩人である、即ち大坂人に日本に二箇の中心がある、其中の一大中心は大坂であるといふ、自尊自立の自覺を興ふる守護神は大閤である、東都は政治學術の中心、大阪は商工業の中心、東都は名譽の舞台にして大阪は金力の舞台であることなど思ふて寢につく。

明れば雲低く垂れて雨模様あり、午前七時五分七條より奈良線によつて奈良に向ふ、宇治のあたりいかなる傾斜も寸地を餘さず皆茶を植ふるを見る、げに茶處たるを思はしむ、奈良についたは九時二十分、此に汽車を乗りすて南圓堂、東大寺の大佛、二月堂三月堂を廻はり、若草山の麓を過ぎりて春日神社に詣で猿澤の池畔に一行の記念撮影をなし、再び汽車中の人となる。

奈良は昔七代七十餘年の帝都のありしところ所謂「大和廻り」の中心である、東大寺の大佛は奈良の古都を代表す、無言の裡に一千二百年の昔を語る奈良の大佛か大佛の奈良か、

若草山は其圓みを持つた輪廓をのび／＼と西南にひろげ、今まさに若芽をかくした枯葉はしなやかな毛織物のやうに全山を蔽ふてゐる、其の勾配のなだらかなところ、ゆつたりとして坐つてゐるところ其氣分はまことによく奈良の都の温藉優雅なる昔を偲はしめる、自分ば奈良に來て最も氣に入つたものば此山である、

汽車は何時しか笠置山下を過ぎて居つた、笠置は元弘帝蒙塵の遺跡丘陵峻絶斷崖木津川に迫れる要害の地「さして行く笠置の山を出でしより」と御詠ありし昔を思ふて涙自らにじむを覺ふ一旦晴れた空又くもる、柘植のあたりより雨落ち始め龜山を過ぐる頃はドンシャ降となる、山田にて一時離團して下車するもあり、一行二見へ下車時に午後八時、雨益々降りしきる街燈なき眞の暗をたどりて旅宿に入る旅館の優待旅行中第一なり。

#### 第六日 二月二十四日

未明起き出で、雨の中を汐しぶきを浴びて二見の岩を見る季節によりて、此二基の岩の間より太陽の上を眺むることを得と、時と天候の爲めに、彼の沙白く松青く海氣清くして、朝暾遅々として両岩の間に上る特長ある光景を見ることの出来なものは甚だ遺憾であつた、堅く契つて歸る二見ヶ浦さらば

午前六時四十五分發昨日來 汽車を山田に歸へる、山田よりは宇治迄電車にのるものあり徒歩にてお杉お玉の間の山に興かるものもあつたと聞く。

#### 大廟參拜

小學校の修身書に「皇大神宮は皇祖天照大神をいつきまつれる御宮にして、伊勢の宇治山田市にあり。神域は神路山のふもとにて五十鈴川にそへる幽邃絶塵の地なり。こゝに入る者たれか神威の尊嚴に感じて襟を正さざらん」と出てある、宇治橋を渡れば即神苑で一道の芝生ばあたかも鹿の皮でもしぎつめた様である、稚松は之を点綴して地に寸埃も見ない、清涼の氣は身にせまりて、我已に塵世をはなさるゝこと遠さを覺へた、敷きつめられた小砂利を踏む音さへ神々し、漸く進めば老杉古檜森然として天を衝き、蒼古の趣崇高の情に堪えがたい、一の鳥居を経て五十鈴川の澄みたる水に口噓きて左に轉じ、二の鳥居をくゞり、御垣の下に跪きて拜すれば、森々たる木立風靜かに渡りて、神下りま

すかど宮居尊しども尊し、額きて國家安康、國威發揚を獻齋し奉れば何事のおはしますかは知らねども恭しけなさに涙のはふり落ちてありがたし。

一行順次参拜を了し、歸りて神樂殿前に待ち台せ特別太々神樂二坐を奉奏した、その勇健にして雅趣ある舞樂は實に神意にかなひまつるべしと拜察した。

終つて神苑を退下するころは、空晴れたり之より外宮を伏し拜みて五穀豊稔を祈る

此日一行が兩大神宮より受くるところのお札とれ守四萬を算し大麻五百体に近し國民の崇拜以て察すへし、

汽車にて歸へり二時十分山田を發し昨日の參宮線を龜山にとつて返す、途中津市は「伊勢は津でもつ」の俗語を以て知られ、阿漕は平治の幕あり稗史に有名なれども、只思ふて汽車の進行に任せるのみ、龜山を去る里余に日本武尊の御陵能褒野ありと聞く、

汽車山田を發するとき、五ツ紋の禮服にて刺を通ずる紳士あり、之れ名古屋館の主人なり、我一行を迎ふるために茲迄出かけしと、此人元上州松井田の者一本の腕で今日の名古屋館を經營し名古屋に於ける同業者中重きをなすまでに成功した人である、宜なるかな其業に忠實なる、氏は我國の名古屋宿泊につき非常に斡旋して便宜をはかられた商人には珍しい魂である。

龜山よりは關西本線に入り名古屋に向ふ、其間四日市の萬古焼も買へず、桑名の焼蛤も話を聞いて

唾を呑むばかり、之かほんに蛤は虫の毒ではない、むしろの毒といふのであらふ。名古屋に着いたは午後六時二十分下車すれば旅館總出樂隊を以て迎ふ、こんなことでも我等の旅情を慰めることは甚大であつた、人の成功不成功は水平線上一歩の勞を惜むと否とに依つて定まることを思ふた。

#### 第七日 二月廿五日

此日天氣晴朗なり「尾張名古屋は城で持つ」と謠われた其城を先第一に見た、名古屋は今離宮となつて居る、之徳川氏が諸大名に命じて築かせたる所、其建築の宏壯結構の雄偉は實に謠はれること宜なるかなである、特に其天主閣は加藤清正の造營にかゝるとか時あたかも一雙の命誠朝敵に映して只光耀を仰望するのみ、

大須觀音に詣ず、市人遊履の向ふ處、稍東京の淺草に似たり、

熱田古は宮と稱し今名古屋市に属す、近き築港して開港場となる熱田神社あるを以て著はる、宮は松杉亭々たる中に在り、靜かなること太古の如し、日本武尊草薙の御劍を此に止め給へるに起る、伏し拜みて名古屋驛に歸る、

名古屋は近時稱して中京といふ、宜なるかな、其交通に於ても、經濟に於ても亦東西勢力の衝突点中心点て之より以東は東京の影響を被り以西は大坂の影響を受く一度市中を見たるものは、直に東京の様な大坂の様な氣分を感得するてあらふ、

江戸は家康が經營したる勢力、大坂は秀吉が留與したる大勢力、此二大勢力は三百年つねに名古屋に於て衝突しつゝあるのである、小牧の戦争は既に昔に終結せられた、けれども江戸大坂二勢力の尾の平原に於ける會戦はその後千古續きて、未だに勝敗は決しない、否之は永久に決すべきものでない、即ち江戸にあらず、大坂にあらず、中京は中京として、其金鍬の光輝と共に、一種の光彩、有つて居るのである、

午前十一時十分萬歳の聲に送られて名古屋驛を放れた、之れからさきは往きは夜行に惜しき眺めを斷られた名勝古蹟が多い車窓の眺め興深し、大高驛此近くに鳴海絞りを以て有名なる鳴海町あり、彼の古歌に名高い千鳥の名勝は今海濱、距る一里の海中とか聞く滄桑の變眞に驚くへし、古戰場桶狭間も此より一里餘界川を渡れば三河なり。矢矧川の鐵橋を渡る、上流に見えるのは矢矧の長橋で猿面冠者が蜂須賀小六と會せしと傳ふるところ、岡崎は家康の誕生地として知られ、豊橋は昔の吉田「吉田通れば二階から招く」は人口に馴れたる處、豊川稻荷は是から二里あまり、今切の橋を渡れば舞坂北に濱名湖南に遠州灘左顧右回宛然たる大活画、三方原は古戰場として名高きも、今は茶園と變る、音に名高き濱松を過ぎ、天龍川を打渡る、川は海道第一の大河橋の長さは三千八百尺に驚く、掛川驛は秋葉參詣人の下車地、大川の巨流を渡る、肩て越したは昔の夢朝貌といへる女のことなど思ふて過ぐ之を渡れば早や駿河の國、焼津に日本武尊の古蹟を追懐しつゝ見渡せば此邊一帶の茶畑「駿河路や

花橋も茶の香」なる蕉翁の句も思ひあたる、安倍川餅に名高き安倍川を渡れば静岡、時に四時

静岡は即駿府家康退隱の地、天下の實權一時此地にあり、久能山は驛の東二里半、初め家康の遺骸を埋めたる處四十分の停車に下車して名物わさび漬を買つた人もあつた

興津、蒲原、岩淵と過ぐ、往きも歸りも眺めあかぬ此邊の景、わけて住きよりも歸りの眺めは又格別である許すならば興津鯛に一酌を傾け、せめて半日の眺をほしませば尙格別であつたらふ、海に三保の松原一條の青松黛の如く引き、前を見上ぐれば富士は天女の舞ふ如く、今にも羽衣の松あたり、さ、舞降はせぬかと思はれた、富士川も何時しか渡り、沼津で夕食、折詰を開く、ぬます、夕飯など、しやれた人もあつた。之よりは夜の汽車、品川へ來たら東京の火事、るのが分つた、中々大火である開けは森水キヤ、マルの製造、だとかさぞあまいか、だらふと又しやれた人があつた、之がほんこに對岸のかしどいふのであらふ、甘い辛い分らない、被害者は辛いにきまつて居る、見る人は甘いだらふといふ、利害關係の薄い、事情のかけはなれたものには、誠に同情心が起らない動物を虐待したり、野蠻人を慘酷な取扱をしたりする人の心も本は同じてばあるまいか新橋下車電車にて上野の宿にのいたは夜の十一時過であつた、

第八日 二月二十六日

明くれば空低くたれこめて風あり、東京は珍くからずとて川崎大師に護摩を修するもの、或は成田

不動に参詣するもの、思ひ／＼に一日を過した、中には又二重橋畔に跪きて宮城を拜し皇恩の有かたきにむせび、泉岳寺に四十七士の義勇を追懐し、九段上野に遊び淺草寺に参詣し、花屋敷に遊びて象やまがらの藝に旅情を慰むる者もあつた、夕方より雨降りて夜の東京の活動を妨ぐ、

第九日 二月廿七日

夜來の雨未だ晴れず午前七時上野を發す、次第に雲薄らぎて空晴る、十時前橋驛に下車思ひ／＼に家路を急ぐ、

豫定の旅行全く終る大なる故障もなく目的を達したのは先大なる成功であつた、願へば利根といへる其形骸こそ運ばないが其内容は京坂至るところに旅行したのである、如何なる響を興へたであらふか些少たりとも此舉が砂上に足跡を印したとすれば幸甚である。

### ◎伊勢參宮及御大禮式場拜觀團主催趣意書

我帝國臣民が彼の幽邃森嚴なる大廟に詣て祖宗の神靈に感受し我國民道徳の根底なる敬神尊祖の念を深むるは世道人心の歸趨より切實なる時代要求にして國民精神の訓練上最も必要なることに属す加之農村の修養時代に在る青年には廣く現代の實況に通せしめ文物發展の程度を目撃せしむるも亦共に緊要なることと信ず吾徒夙に之を感ずるものなれども是れか機會の得られざると經費の多額を要することを以て未だ其決行を見ざるを遺憾とす本年偶々我國未曾有の盛典に逢ひ其式場拜觀の光榮に浴するを得るは誠に千載一遇の好機にして平素の所思斷行の責あるを思ひ茲に團體を組織し一は經費の節約を計り一は健全なる娛樂を興へて時代の要求を満足せしむるの舉に出でんとす、日夕營々として業務に勵精せらるゝ農村の青年及教員其他有志諸君は本會趣旨の存する處を諒得せられ別記規程を參照し奮て御賛成入團せられんことを

大正四年十二月

○規約

主催 利根郡小學校長共同研究會

第一條 本團ハ敬神尊祖ノ念ヲ涵養シ忠君愛國ノ志氣ヲ鼓舞シ兼テ社會ノ實情ヲ見學スルヲ以テ目的

トス

第二條 本團ハ伊勢參宮及御大禮式場拜觀團ト稱ス

第三條 本團ハ左ノ諸員ヲ以テ組織ス 青年會員、學校職員其他一般ノ男子

第四條 本團ハ左ノ旅程ニヨリ舉行ス

一期日 大正五年二月二十日ヨリ全廿七日マテ八日間

第一日 前橋驛出發 汽車中一泊(東海道線)

第二日 京都着下車 京都發大坂行 大坂發京都泊

第三日 京都滞在

第四日 京都發 桃山下車 奈良下車 二見泊

第五日 二見發徒歩 内宮參拜 徒歩外宮參拜 山田發 名古屋泊

第六日 名古屋發 東京着泊

第七日 東京滞在

第八日 東京發 前橋着 前橋發 沼田着

第五條 本團ハ定員ヲ四百人トス

第六條 本團員一人ノ經費ハ金拾壹圓トス

第七條 本團ニ加入セントスルモノハ大正四年十二月廿七日限り入團金壹圓ヲ添ヘテ其町村分團長ニ

申込ミ殘金ハ大正五年一月廿八日限り分團長ニ拂込ムヘシ分團長ハ大正四年十二月廿八日限り申込書ヲ取纏ノ入團金ト共ニ團長ニ送付シ殘金ハ大正五年一月末日限り取纏ノ團長ニ送付スルモノトス

但シ入團金ハ納入後申込ヲ取消スコトアルモ返戻セザルモノトス

第八條 本團ハ便宜上十六分團ニ分チ一町村ヲ以テ一分團トシ各分團ヲ統轄センガ爲メニ本部ヲ置ク

第九條 本團ニ左ノ役員ヲ置ク

團長一名 副團長二名 幹事若干名 衛生係若干名 分團長各町村壹名 分團幹事若干名

團長副團長ハ小學校長共同研究會員中ヨリ選舉シ分團長ハ各町村小學校長共同研究會員中ヨリ之

ニ當リ本部ノ幹事ハ團長ニ於テ之ヲ選任シ衛生係ハ團長之ヲ囑託ス

第十條 本團ノ事業ヲ舉行スルニ援助ヲ與フルモノヲ推シテ顧問トスルコトアルヘシ

第十一條 役員ノ任務左ノ如シ

團長ハ本團ニ關スル一切ノ事務ヲ總理ス 副團長ハ團長ヲ補佐シ團長事故アルトキハ之ヲ代理ス 幹事ハ團長ノ指揮ヲ受ケ本團ニ關スル庶務會計ヲ掌ル 衛生係ハ團員衛生ニ關スルコト並ニ傷病

者治療ニ從事ス 分團長ハ團長ノ指揮ヲ受ケ分團一切ニ關スル事務ヲ處理ス 分團幹事ハ分團ニ

關スル事務ヲ掌リ分團長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第十二條 本團員心得ハ別ニ之ヲ定ム

第十三條 本團ニ關スル庶務會計ノ報告並ニ諸般ノ報告ハ本部報ニ掲載スルモノトス

○伊勢參宮及御大禮式場拜觀團員心得書

一、一般ニ關スルコト 團員ハ左ノ事項ヲ嚴守スルコト

1 幹部ノ指揮命令ニ違背セサルコト

2 個人ノ行爲ハ延テ全國ニ關係ヲ及ボスモノナルコトヲ覺悟シ苟モ本團ノ体面ヲ汚スカ如キ行爲アルヘカラス

3 時間ヲ嚴守スヘシ

4 互ニ推讓ヲ旨トシ公德ヲ重ンスヘシ

5 多少ノ不便困難ヲ忍ビ不平ガマシキ言動アルベカラス

6 各自衛生上十分ノ注意ヲナスヘシ

7 團体旅行ハ往々食物ノ中毒者ヲ生スルコトアルモ此レハ常ニ食ビ慣レサルモノ欲セサルモノ等ヲ強ヒテ食スルヨリ生スルコト多シ故ニ是等ノ点ニハ特ニ注意シ梅干、味噌漬、燒鹽ノ如キハ餘リガサバラヌ様ニ各自持參スルヲ可トス

8 心地悪シキ等ノ事アルトキハ便宜役員ニ申出テ衛生係ノ診察ヲ受クヘシ

9 團体ノ標旗ヲ定ムルコト左ノ如シ

|    |    |        |   |   |         |
|----|----|--------|---|---|---------|
| 本部 | 一尺 | 地赤メリンス | 分 | 町 | 地質白キヤラコ |
| 旗部 | 四尺 | 文字 黑色  | 團 | 他 | 全       |
|    |    |        |   | 上 |         |

9 役員及團員ハ左ノ徽章ヲ左胸部ニ附スヘシ

イ 團長 白赤地リボン蝶形

ハ 幹事 白紫地リボン蝶形

ホ 分團長 赤色リボン蝶形

ト 團員 白色 全

二、身支度

1 衣服ハ異様ノ服裝ニアラサル限り各自隨意トスレトモ汽車中ニ一夜ヲ明スコトモアレハ寒カラサル様注意スルコト

2 履物ハ各自隨意ナレトモ靴又ハ下駄ヲ穿ツヲ便トス

三、携帶品

1 必ス携帶スヘキモノ

イ、洋傘、ロ、第一日ノ中食、ハ、各自ノ町村名氏名ヲ記セル名札數枚及紐數條手拭紙楊子齒

六、磨茶呑茶碗其他

五、成ルヘク携帶ヲ要スルモノ

イ、寶丹、清心丹ノ如キ藥品、ロ、旅行地附近ノ地圖、手帳、鉛筆、小刀ノ類

3 携帶スルモ差支ナキモノ、嗜好品(酒、煙草、菓子、果物ノ類)、娛樂用品

4 携帶ヲ禁スルモノ、仕込杖、ピストル、杖銃ノ類

四、汽車旅行ノ場合

イ、時刻。當列車ハ臨時列車ニシテ發着時刻一層嚴重ナル故乗降共ニ注意ヲ要ス

ロ、乗車。當列車ハボギー車ニシテ各分團ヲ一定ノ車室ニ配置スヘキニヨリ車室番號ヲ記憶シ分團長ノ指揮ニヨリ乗車スベシ一旦乗車シタル後ハ分團長ノ承認ヲ得シテ隨意ニ他ノ車室ニ乗り換フルコトヲ許サス 乗降ハ必スブラツトホームヨリナスベシ夜行中ハ努メテ睡眠ヲハカリ他人ノ妨害トナラザル様注意スベシ其他猥リニ車窓ヨリ首ヲ出シ危害ヲ受ケヌ様注意スベシ

五、徒歩中ノ場合 必スシモ列ヲ正スノ必要ナキモ所屬分團ヲ離レヌ様常ニ注意スベシ

六、宿舍ニ於ケル場合 イ、履物、洋傘、其他ノ携帶品 各自名札ヲ附シ分團長ノ指揮ヲ受ケ所定ノ場所ニ整ヘ置クベシ 履物ノ外携帶品ハ成ル可ク家内ニ持チ込ムヲ使トス  
ロ、入浴食事洗面等 入浴食中洗面其他一切分團長ノ指揮ニ隨ヒ安ニ先ヲ爭ハサル様注意シ粗暴ノ言動アルベカラス

七、外出ノコト 宿泊中豫定ノ時刻ニ後レサル限リハ分團長ニ申出テ隨意ニ外出スルヲ得ヘシ無斷ニテ團體ヲ離レ出發時間ニ後レタルモノハ離團者ト見做シ已ニ拂込ミタル金額ノ殘金ハ返付セス 分團長ニ申出テ外出シタルモノト雖モ出發時刻ニ歸來セザルモノハ前同様ノコト 外出スル場合ニハ宿泊所ノ町名屋號ヲ記憶シ置クベシ

八、參拜並ニ拜觀ニ關スルコト 内宮外宮參拜並御大禮式場拜觀ノ際ハ分團長ノ指揮ニ從ヒ不敬ニ亘ラザル様注意スベシ 尙詳細ノ注意ハ團長ヨリ通知スベシ  
九、遊覽ニ關スルコト 並ニ列車發着時刻等ハ追テ團長ヨリ通知スベシ

○臨時列車發着時間表 (伊勢參宮御大禮式場拜觀團)

|     |                |       |         |       |             |
|-----|----------------|-------|---------|-------|-------------|
| 第一日 | 二月二十日。(前橋發)    | 前橋發   | 午前八時二十分 | 京都驛着  | 翌廿一日午前四時四十分 |
| 第二日 | 二月廿一日。         | 滯在    | (京都)    |       |             |
| 第三日 | 二月廿二日。         | 滯在    | (京都)    |       |             |
| 第四日 | 二月廿三日。(京都發)    | 京都驛發  | 午前七時十五分 | 奈良驛着  | 午前八時五十六分    |
|     |                | 奈良驛發  | 午後一時廿八分 | 二見浦驛着 | 午後七時三十六分    |
| 第五日 | 二月廿四日。(二見浦發)   | 二見浦發  | 午前八時三十分 | 山田驛着  | 午前八時四十六分    |
|     |                | 山田驛發  | 午後一時五分  | 名古屋驛着 | 午後六時廿六分     |
| 第六日 | 二月廿五日。(名古屋發)   | 名古屋發  | 午前十一時五分 | 新橋驛着  | 午後十時十三分     |
| 第七日 | 二月廿六日。(東京發)    | 東京發   | 午前七時二十分 | 前橋驛着  | 午前十時四十五分    |
| 第八日 | 二月廿七日。(東京 上野發) | 東京上野發 | 午前七時二十分 |       |             |

以上

○名所視察豫定  
第一日(二十一日)午前八時發 全團分ニテ  
京都驛(第一日)二十一日午前八時發 全團分ニテ

一、御大禮式場拜觀 1 御所内式場 2 二條離宮（全團體ニテ視察）

1 北野天神 2 金閣寺 3 大極殿 4 南禪寺 5 智恩院 6 加茂神社（場合ニヨリ省ク）（各分團ニテ視察）

大坂 自午前七時至正午（第二日）二十一日

1 天神 大坂城 2 天王寺、道頓堀。 3 中島公園（各分團ニテ）

桃山 自正午至午后二時 御陵參拜。（全團體ニテ視察）

京都 1 三十三間堂 2 大佛 3 妙法院 4 清水寺 5 圓山公園東西本願寺（各分團ニテ視察）

奈良、二見、宇治、山田、（第三日）二十三日

奈良 1 猿澤池 2 南圓堂 3 東大寺 4 二月堂 5 三笠山 6 春日神社（各分團ニテ視察）

第四日（二十四日）

二見浦。 宇治、山田、

内宮。 外宮 參拜、（全團體ニテ視察）

名古屋。 （第五日） 二十五日

1 名古屋城 2 熱田神宮 3 大須觀音（各分團ニテ視察）

東京。 （第六日） 二十六日

1 上野公園 2 靖國神社 3 宮城 4 日比谷公園 5 東京驛 6 芝公園 7 泉岳寺

一、金正下8淺草公園各分團ニテ視察

以上

▲伊勢參宮及御大禮式場拜觀團宿割

伊勢參宮 東京、京 泊田、三二 八呂宿二二 赤之瀬一七 計二二四人

群玉舎 本部、一三 川場、二九 池田、二八 薄根、二九 計九九人

上野館 新治、五一 赤城根一七 新田、二八 新野、二六 計六八一人

井筒屋 沼田、六二 沼田、六二 白鷺、三〇 計六二一人

福仙 川田、三二 白澤、三〇 水上、二八 計六六八人

若葉屋 利南、二七 東、二二 水上、二八 計五八五人

埼玉屋 桃野、二九 古馬牧二九 片品、二六 計五七一人

東洋館 糸之瀬一九 久呂保二二 片品、二六 計五七一人

名古屋館 本部、一三 古馬牧二九 水上、一八 桃野、二九 片品、一五 計二二一人

清駒 糸之瀬一九 池田、二八 川場、二九 赤城根一七 計九七人

佐東支店 沼田、六二 利南、二六 計八八人

吉田屋 白澤、三〇 川田、三三 薄根、二九 計 九一人  
 俵屋 新治、五一 久呂保三二 計 七三人

二 見 泊

朝日館 本部、一三 新治、五一 川田、三三 久呂保三二 糸之瀬一九 計 一三七人  
 紅葉館 片品、一六 川場、二九 池田、二八 薄根、二九 計 一〇二人  
 吸霞園 古馬牧二九 水上、一八 桃野、二九 赤城根一七 東 二二 計 一五五人  
 濱千代館 沼田、六二 利南、二六 白澤、三〇 計 一八八人

京 都 泊

伏見屋本店 本部、一三 沼田、六二 利南、二六 白澤、三〇 東 二二 計 一五六人  
 豐 後屋 片品、一六 川場、二九 池田、二八 薄根、二九 計 一〇二人  
 大黒屋 古馬牧二九 水上、一八 桃野、二九 赤城根一七 計 九三人  
 伏見第三支店 新治、五一 川田、三三 久呂保三二 糸之瀬一九 計 一四四人

△伊勢參宮及御大禮式場拜觀團決算報告

收 入 之 部

一金五千五百七拾四圓也

内 譯

一金五千參百拾參圓也 壹人團金拾壹圓宛 四百八拾參人分  
 一金百九拾參圓貳拾錢也 壹人追加金四拾錢宛 四百八拾參人分  
 一金四拾壹圓貳拾錢也 壹人追加金拾錢宛 四百拾貳人分 (沼田町團員七拾壹人ヲ省ク)  
 一金貳拾壹圓拾錢也 不用品買拂代  
 一金五圓五拾錢也 團金預入ノ利子 拾壹人三入 拾壹人三入 拾壹人三入

支 出 之 部

一金五千五百七拾壹圓四錢也

内 譯

一金貳千參百八拾五圓四拾貳錢也 汽車賃金  
 一金貳百五拾九圓貳拾錢也 沼田澁川間馬車賃  
 一金百四拾六圓參錢也 澁川前橋間電車賃  
 一金貳百七拾五圓五拾參錢也 京坂電車賃  
 一金貳拾圓五拾錢也 東京電車賃  
 一金壹千七百拾九圓六拾錢也 宿 泊 料

- 一金壹百九拾壹圓拾錢也
- 一金壹百八圓參拾八錢也
- 一金拾參圓四拾七錢也
- 一金貳拾四圓拾六錢也
- 一金五拾六圓八錢也
- 一金七圓九拾八錢也
- 一金參拾貳圓貳錢
- 一金壹百貳拾圓
- 一金八拾八圓參拾五錢
- 一金拾貳圓五拾錢
- 一金八圓四拾參錢
- 一金貳拾圓
- 一金拾圓
- 一金八圓六拾四錢

- 辨當代
- 旅行地調査費
- 前橋驛交涉出張費
- 先發六回分費用
- 旅行用蓆其他物品購入費
- 通信費
- 荷造及運搬費
- 太々神樂奉奏費
- 馬車電車割戻金
- 負傷者二人及附添人三人分泊料割戻金
- 印刷費
- 醫者及看護手謝禮
- 應急藥品代金
- 新聞記者二人手當
- 記念寫真帖代

一金五拾參圓六拾五錢  
 差引殘金貳圓九拾六錢

雜費  
 記念館寄付

本郡内左記ノ諸氏ハ日本赤十字社群馬支部病院隔離病舎新築費中豫テ金員寄附ノ處今般其ノ篤志ニ對シ本社ヨリ各頭書ノ木杯及ビ謝狀ヲ贈與セラル

- 第三號 木杯 壹個及謝狀
- 第二號 木杯 壹個及謝狀
- 第一號 木杯 壹個及謝狀
- 右全
- 右全
- 右全
- 右全
- 右全
- 右全

- 赤城根村 林 周 作氏
- 薄根村 須田 新太郎氏
- 全 岡村 喜平氏
- 赤城根村 熊谷 松吉氏
- 新治村 宮崎市三郎氏
- 全 清水芳三郎氏
- 全 三浦 簡氏
- 久呂保村 澤浦 權十郎氏
- 水上村 中島 竹松氏

◎利根郡小學校兒童トラホーム治癒成績表 (大正五年三月末調)

| 學校名        | 繰越患者  |      | 治癒    |      | 現在患者  |      |
|------------|-------|------|-------|------|-------|------|
|            | トラホーム | 疑似症計 | トラホーム | 疑似症計 | トラホーム | 疑似症計 |
| 沼田尋常高等小學校  | 六〇    | 三    | 六〇    | 三    | 六〇    | 三    |
| 利南東尋常高等小學校 | 一六    | 一九   | 一六    | 一九   | 一六    | 一九   |
| 升形尋常高等小學校  | 五六    | 五六   | 五六    | 五六   | 五六    | 五六   |
| 白澤尋常高等小學校  | 六二    | 六二   | 六二    | 六二   | 六二    | 六二   |
| 東村尋常高等小學校  | 一四    | 一四   | 一四    | 一四   | 一四    | 一四   |
| 片品尋常高等小學校  | 九〇    | 九〇   | 九〇    | 九〇   | 九〇    | 九〇   |
| 川場尋常高等小學校  | 四六    | 四六   | 四六    | 四六   | 四六    | 四六   |
| 池田尋常高等小學校  | 八四    | 八四   | 八四    | 八四   | 八四    | 八四   |
| 薄根尋常高等小學校  | 六六    | 六六   | 六六    | 六六   | 六六    | 六六   |
| 利根川尋常高等小學校 | 九     | 二    | 九     | 二    | 九     | 二    |
| 旭尋常小學校     |       |      |       |      |       |      |
| 子持尋常高等小學校  | 八     | 八    | 八     | 八    | 八     | 八    |
| 水上尋常高等小學校  | 三     | 三    | 三     | 三    | 三     | 三    |
| 幸知尋常小學校    | 五     | 五    | 五     | 五    | 五     | 五    |
| 藤原尋常小學校    |       |      |       |      |       |      |

|            |     |      |     |      |     |      |
|------------|-----|------|-----|------|-----|------|
| 桃野尋常高等小學校  | 四   | 四    | 四   | 四    | 四   | 四    |
| 小倉尋常小學校    | 三   | 三    | 三   | 三    | 三   | 三    |
| 新巻尋常高等小學校  | 二四  | 二四   | 二四  | 二四   | 二四  | 二四   |
| 須川尋常高等小學校  | 一八  | 二二   | 一八  | 二二   | 一八  | 二二   |
| 生井尋常小學校    | 七   | 六    | 七   | 六    | 七   | 六    |
| 入須川尋常小學校   | 七   | 三    | 七   | 三    | 七   | 三    |
| 川田尋常高等小學校  | 三   | 四    | 三   | 四    | 三   | 四    |
| 久呂保尋常高等小學校 | 一八二 | 一九四  | 一八二 | 一九四  | 一八二 | 一九四  |
| 糸之瀬尋常高等小學校 | 六六  | 七〇   | 六六  | 七〇   | 六六  | 七〇   |
| 赤城根西尋常小學校  | 四   | 四    | 四   | 四    | 四   | 四    |
| 赤城根東尋常小學校  | 三   | 二    | 三   | 二    | 三   | 二    |
| 赤城根中部尋常小學校 | 一五  | 一八   | 一五  | 一八   | 一五  | 一八   |
| 赤城根上尋常小學校  | 一三  | 一四   | 一三  | 一四   | 一三  | 一四   |
| 計          | 八八八 | 一〇一四 | 八八八 | 一〇一四 | 八八八 | 一〇一四 |

◎壯丁トラホーム檢診結果表 (大正五年度) 利根郡役所

| 町村名  | 壯丁<br>總人員 | 受驗<br>人員 | 患<br>者 | 疑似症 | 計  | 健康者 | 届出<br>不參者 | 無<br>不參者<br>故 | 百分比   |
|------|-----------|----------|--------|-----|----|-----|-----------|---------------|-------|
| 沼田町  | 55        | 42       | 6      | 6   | 12 | 30  | 13        | 1             | 28.57 |
| 利南村  | 24        | 27       | 3      | 6   | 9  | 8   | 7         |               | 53.96 |
| 白澤村  | 27        | 27       | 3      | 5   | 8  | 9   |           |               | 47.05 |
| 東村   | 26        | 24       | 6      | 7   | 13 | 11  | 7         | 5             | 54.15 |
| 片品村  | 29        | 22       | 4      | 7   | 11 | 11  | 2         | 5             | 54.15 |
| 川塙村  | 40        | 29       | 6      | 3   | 9  | 8   | 4         | 3             | 50.00 |
| 池田村  | 29        | 25       | 5      | 2   | 7  | 9   | 1         | 3             | 45.71 |
| 薄根村  | 23        | 29       | 6      | 4   | 10 | 9   | 3         |               | 34.84 |
| 古馬牧村 | 25        | 25       | 6      | 3   | 9  | 6   |           |               | 36.00 |
| 水上村  | 26        | 24       | 6      | 5   | 11 | 3   | 4         |               | 44.84 |
| 桃野村  | 25        | 23       | 3      | 8   | 11 | 2   | 2         |               | 35.48 |
| 新治村  | 24        | 27       | 6      | 2   | 8  | 3   | 4         |               | 36.27 |
| 川田村  | 20        | 23       | 7      | 0   | 7  | 6   | 7         |               | 51.51 |
| 久呂保村 | 29        | 25       | 9      | 4   | 13 | 2   | 4         |               | 51.00 |
| 糸之瀬村 | 20        | 23       | 6      | 7   | 13 | 0   | 7         |               | 56.52 |
| 赤城根村 | 23        | 23       | 4      | 5   | 9  | 4   |           |               | 69.23 |
| 合計   | 527       | 454      | 64     | 21  | 85 | 227 | 25        | 2             | 43.26 |

論 説 欄

◎トヲホームの話

(續き)

千葉醫學 醫學士 窪 田 由 紀 衛  
専門學校

○慢性トヲホーム

慢性トヲホームは極めて慢性の傳染病であつて、且つ甚たしく蔓延しつゝあるものである。而して普通トヲホームと言ふのは此の慢性トヲホームのことである。之は急性トヲホームの炎症々状が消失して後ちに来ることもあるが、多くは始めから慢性症となつて來るものであつて、初期には結膜炎の症状即ち羞明の感、灼熱の感、異物の感、流涙、分泌物等が全く無いが、或は有つても極めて軽度で患者は留意しないのか多い。或は又僅かに充血した結膜に少數の顆粒の生じて居つたものが、漸々増

加して患者が眼の異和を感ずる様になり、醫師の治療を乞ふ時には既に顆粒が結膜全面に瀰蔓して居ることがある。或は又結膜のトラホームは恢復して瘢痕を結んだ後ち、角膜にトラホーム固有の合併症を生じて視力の障害などを起してから、初めて醫師の門を訪ふ様なこともある。

慢性トラホームは斯く緩慢の経過を取る者故、その症状は時期に依つて多少の相違があるけれども眼瞼結膜は充血して刺戟に感じ易くなる。例へば風に當るとか眼を少しく過度に使用するとか、喫煙の煙に觸れるとか、強い光線に射られるとか、酒を飲むとか、精神を興奮させるとか言ふ様な場合には、結膜の充血を増し、羞明流涙を來たし、上眼瞼は重く垂れる様になる。

慢性トラホームの初期に上眼瞼を翻轉して見ると、全く健康の如くに見ゆるか又は僅かに充血して居る結膜に、灰白色の顆粒が或は集合し或は散在して居る。而して内眥外眥の部及び穹隆部に最も多く生じて居る。此の顆粒は其數が増加すると同時に形も大きさを増し、殊に穹隆部に生じて居る者は大にして黄白色をなし結膜面に隆起して居る。遂には結膜面全體に顆粒が生ずる、斯くなると下眼瞼の結膜にも亦發生する。然し常に下眼瞼の顆粒は上眼瞼よりも數か少く隆起も著しくはない。顆粒の發生と共に乳頭も肥大する。

此の顆粒や乳頭の肥大や充血の程度に依つて、トラホームに次の如き種々の名稱を區別して居る。

(一) 顆粒性トラホーム。

顆粒の發生の著しいものを言ふ。

(二) 乳頭性トラホーム。

乳頭の肥大増殖が著しく、結膜面に隆起して凹凸不平或は天鵝絨様をなし、或は覆盆子實狀をなし顆粒を認めない者を言ふ、然し全く顆粒の存在しない純乳頭性トラホームは無く、又顆粒性トラホームも其の経過中には乳頭の肥大を起すものである。

(三) 混性トラホーム。

顆粒と乳頭の肥大と共に有るものを言ふ。

(四) 膠様トラホーム。

此はトラホームの進行した時期であつて、顆粒は大きく、周圍の結膜と明に區別し、膠様に半透明に見え、時とすると此の半透明の顆粒が蛙の卵の様に連つて居ることがある。或は密接した顆粒が混合して結膜の広い部分か半透明に見えることかある。

(五) 瘢痕トラホーム。

以上に述べた慢性トラホームが其儘に治療も加へられないで経過すると、顆粒は消失して其痕へ白色の瘢痕を残し、又は顆粒が潰れて潰瘍になつて治る時に瘢痕を止める。此を瘢痕トラホームと言ふのである。瘢痕は白色又は帶黄白色をなして、穹隆部に線狀又は網狀をなして生ずるのが多いが、時

には結膜面に廣く出来ることかある。

(トラホームの合併症)

トラホームの治療を怠り、之を放置すると種々の合併症を起すものである。

トラホームが古くなつて結膜に癍痕を作ると、癍痕のために穹隆部の一部或は全體が消失することかある。或は又癍痕のために眼瞼結膜が眼瞼軟骨と共に萎縮して、其の結果眼瞼が内方へ向つて翻轉し眼瞼内翻症や睫毛乱生症を起す、こうなると睫毛が眼球を刺戟するために疼痛を發し、遂には角膜表面の上皮が剝脱して潰瘍を生じ、角膜に溷濁を作つて視力の障害を起して來る。

或は又反對にトラホームの刺戟に依つて組織が増殖し眼瞼が外方へ翻つて、眼瞼外翻症を起すことかある。

又、分泌物のために刺戟されて眼瞼縁に炎症を起し、眼瞼が癒着して眼瞼狭小症を起すことかある。或は又、結膜及軟骨の萎縮のために眼瞼を閉づる事が出来なくなり、角膜は外氣の刺戟を受けて營養を害し、角膜乾燥症を起すことかある。

尙高度のものに於ては、角膜に灰白色の溷濁せる翳を作り或は潰瘍を生じて、遂には化膿して失明に終る様なこともある。

其他トラホームの經過中に角膜に生ずる合併症に、トラホーム性パンヌスなるものかある。之はト

ラホームの盛に發生して退行期に移る時期に生ずることが最も多い。此のパンヌスと言ふのは角膜の上縁から灰白色の雲のかつた様に淡い溷濁が生じ、其の中に澤山の細い血管が發生して居る。此の血管及び溷濁は漸々に宛も籠を下す如くに角膜の中央へ進んで行くが、多くは中央部迄進めば停止するものである、然し病勢が烈しく治療が適當でなかつた時には角膜全面に及んで視力を奪ふやうになる。

(トラホームの豫後)

トラホームの豫後は良好のものではない。疾病の初期の適當の治療を施せば治癒するけれども、疾病が進行して角膜に合併症を生ずると治癒しても多少の視力障害を残すことかある。又結膜に癍痕を作ると其の癍痕は最早治癒の望みのないものである。其れ故癍痕のために起つた種々の合併症は其の害を防ぐことは出来なけれども、再發することか多く、全く之を除き去ることは出来ない者である。

トラホームに罹つて數月數年を経た者の如きは之を全治する事は困難である。而して失明の不幸に陥ることか少くない。

(トラホームの治療)

トラホームに罹つた者は早く治療をうけるか宜しい。急性のものは其の初期に適當の治療を施せば大概五六週間で顆粒は失くなり癍痕を残さずに治るものであるが、治療の時期を失し或は治療が當を

得なかつた場合には結膜の炎症々状が消散して後ちも、依然として顆粒が残り或は癩痕を留めて慢性症となるものである。然して種々の合併症を惹起して遂には失明の不幸に終ることがある。本病の治療には長い月日を要するものである故に、患者はよく忍耐して醫師の命令を守り、迷信や不攝生に陥ることなく、治療を怠らぬ様にしなければ到底全治を望むことは不可能である。

治療法には種々の方法があるが、之等は此に述ぶる要か無いから省略する。

(トラホーム患者の攝生)

患者は攝生に注意しなければならぬ。如何程治療を施しても攝生を怠るならば病症遷延して容易に治療せず、或は却つて悪結果を招くことがある故、努めて攝生を重んじなければいけない。

(一)食物は成るべく淡白なる物を撰び、酒、煙草、芥子、唐辛、山葵等の如き刺激性の飲料や香料は宜しくない。

(二)便通は成るべく正しくある様にするか宜しい。

(三)腦や眼を過度に使用してはいけない。殊に洋燈電氣燈等の如き人工光線の下で讀書其の他の作業をする事や、夕暮の薄明りにて仕事するのは宜しくない。

(四)多人數群集する所或は強風の中煤煙の中塵埃の立つ中等は避けるか宜しい。又眼を摩擦する事は宜しくない。

(五)新鮮なる空氣の中に居る事は必要であるが、強度の光線は害がある故之を遮ざるために煙色又は藍色の眼鏡をかけるか宜しい。

(六)身體衣服居室等を清潔にする事。

(七)精神を興奮させる事や身體を過勞させる事は禁すべし。

(トラホームの豫防)

トラホームが國家社會に大害を興ふる恐るべき疾病であることを知つたなら誰か其の撲滅を希はぬ者かあるらう。而して本病は社會の總ての階級を通じて廣く蔓延して居る者である故に、之を撲滅するには社會一般の人々が相協力して豫防法を實行しなければ到底根絶することは出来ない。各人が此の病毒に感染しない様に注意すると共に、既に病毒に冒されて居る者は其の病毒を他に流布せぬ様に心がけ、早く治療を加へて根治の方法を取らなければならぬ。即ち豫防法は病毒を撲滅することと病毒の蔓延を防ぐことと此の二つである。今此の豫防法を個人的豫防法と一般豫防法とに分けて述べて見やう。

個○人○的○豫○防○法

トラホームは不潔病と言はれて居る程トラホームと不潔とは離るべからざる關係を有つて居る故に個人的豫防法の第一としては先づ清潔と言ふ事を重んじなければならぬ。身體の清潔居室の清潔に

注意し、成るべく入浴を怠らぬ様にして皮膚を清め、殊に毛髪や頭や顔耳や目や手足等は垢の溜らぬ様に清潔に保ち、衣服殊に褌袴股引等の下着は度々洗濯し、枕蒲團其他の寢具は時々日光に晒して消毒し、手拭洗面器寢具其他の器具は共用せぬ様にするかよい。

居室は塵埃の堆積せぬ様毎口掃除をなし、空氣の流通光線の射入に注意し、土間の如き所へは適宜に撒水して塵埃の飛散を防ぎ、一年に二回位は大掃除をして、疊を日光に當て、消毒するの必要である。

下女下男子守乳母等の奉公人を雇入るゝ時には、トラホームの有る者は使用せぬ様に注意しないこと殊に子守乳母の如きは常に直接愛兒を托する者である故之より傳染して、遂には一家内に感染する様な事になる。既に家族中にトラホーム患者の生じた時には、警戒して患者と健康者との使用する器具物を嚴重に區別し、患者の眼から生ずる分泌物即ち眼脂は傳染の病毒を含んで居るものであるから手拭洗面器其他患者の顔に觸れた物は決して他人が使用せぬ様にしなくてはならぬ。

眼の健康を損ずるとは、病毒に感染する機會を作るものである故に、塵埃や煤煙の中で仕事をする事は成るべく避け、職業上避け得られない者は保護眼鏡を用ゆるか好い。ばやりめ其他の眼病に罹つた時には、早く醫師の治療をうけて治すべきである。

眼に塵の入つた時之を摩擦するのは好くない。清潔な指先又は布で目尻から目頭の方へ靜かに拭いて見るか又は綺麗な水で洗つて見るか好い。それでも取れない時は醫師の診療を乞ふか好い。涙の出た時塵の入つた時或は眼脂の出た時に普通素人は目頭から目尻の方へ拭くか之は眼のために宜しくない眼の不用物を排泄する口は目頭の方にある故、目尻から目頭の方へ拭くが好い。

又、眼病に罹つた時に、神様の御水を頂戴して眼を洗つたり、地蔵様に祈願して地蔵様の眼を撫せたりする様な事は禁すべきである。時とするにトラホーム患者が參詣して地蔵様の目へ病毒をなすりつけて置いた後へ參つて、其の病毒を頂戴し眞のトラホーム患者になつて終ふ様な事か無いと限らぬ故、信仰も餘り深入りせぬ様にするか宜しい。

### 一。一般的豫防法。

一般的豫防法は、公衆か衛生的智識を涵養して疾病に對する警戒豫防の方法を講ずるにある。之は單にトラホームに就いてのみならず、其他の傳染病豫防に關しても極めて重要なことである。

一般衛生に就いて之を細説することは多方面に亘りて際限の無い事であるから、簡略に二三の注意だけを述べて置かう。

(一) 都會繁榮の場所或は群衆の混雜する市場等に於ては。常に道路に撒水して塵埃の飛散を防ぐことを要する。之はトラホーム豫防上必要なるのみならず各種の傳染病殊に呼吸器疾患を豫防する上に肝要である。吾々の肺臟は新鮮清潔なる空氣を要する、塵埃の混じた空氣或は塵埃と共に諸種の病

原菌の混じた空氣の有害なる事は言ふ迄も無い事である。

(二) 入浴に就いても注意しなければならぬ、湯屋の如きは多數の人か混浴する故、此等浴客の中には、或はトラホーム患者かあり、或は結核患者かあり、或は皮膚病患者かあり、或は花柳病患者か有るであらう。斯ふ言ふ病人の入つた浴槽の湯は不潔極つて居る。故に浴槽の中の湯で口や鼻や眼や耳等を洗ふのは危険である。又湯屋の手拭や垢擦りなどを借りて使ふのも甚だ危険である。

(三) 理髪店に於ては。客を取扱ふ時に必ず一人毎に手を清潔に洗ひ、又客の頭に巻く布や櫛や剃刀や刷毛の如き器具は、規定されてある通りの消毒を行ふた物を用ひなければいけない。理髪店の器具器械の消毒に就いては以前は之を勵行したけれども、近頃は警察でも厳しく言はないと見えて、大變に緩んで來た様であるが、皮膚病の媒介などする事は最も多い者である故、是非共嚴重に消毒を行つた器具を使用して貰ひたい者である。又洗面器は客の代る毎によく洗つて用ひ、手拭を貸す事は斷るかよ。

女髮結も同様に櫛や其他の器具は客人の携帯したものを用ひて、同一の器具を多數の客に使用することは禁じなければならぬ。

(四) 旅館下宿屋等に於ては、客に用ゆる寢具に注意せねばならぬ。掛蒲團の襟の所は口鼻眼等の當る所である故、トラホーム患者又は結核患者か使用した後ち、之を他の客に用ゆると傳染を媒介することかある。而し蒲團の如きものは度々消毒することは出來ない物故、蒲團の襟の所へ別の布即ち白木綿の如きを付けて置いて、容易に取りはづしの出來る様になし、客の代る毎に新しい物を取代へて、古いのは洗濯して又用ゆると言ふ事にすれば、病毒の傳播を防ぐことか出來るのみならず、客には快感を興へ、惹いては千客萬來の繁昌を來たす基ともならう。又蒲團は時々日光に晒し、洗面器等も清潔にするの必要である。

(五) 工場、寄席、劇場、官衙、汽車、汽船、馬車等の如き多數人集合する所に於ける衛生上の注意も前に述べた注意と略同様のものであるから之を略し、最後に學校衛生に就いて少しく述べて置く。

(六) 學校に於ける注意として必要なることは先づ兒童に眼の衛生に關する智識を興へることである。其の方法として講話に依るも宜し幻燈に依るも宜し、或は注意書の如きを配布するも宜し、種々の方法に依りて眼衛生の重んずべき事を知らしめ、次代の國民のトラホームを一掃する様にしたいものである。元來トラホームの豫防撲滅の如きは短日月を期して行ひ得らるべきものではない、十年二十年或はより長き年月を要すべきものである。此の點よりして小學兒童を衛生的に訓練する事は最必要なることである。

而して兒童監督者は毎學期又は毎月一回校醫をして兒童の検査を行はしめ、トラホームに罹つて居る者を發見した時は、保護者に通告して治療の方法を講せしめ、トラホームに罹つた兒童は坐席を變

更して他の児童に接觸せしめぬ様に注意し學校供附の器具器械を共用せしめず、携帶品の置場を區別し共同遊戯連手体操を禁じ、物品の貸借をさせぬ様にし、風塵の際には室内に居らしめ、掃除當番を免ずるを要する。或は又重症の者は危險の少くなる迄登校を差止めるもよし。

一般児童に身體衣服を清潔にさせ、殊に手は度々洗つて清潔に保つ習慣をつけさせ、手拭ハンカチ、フ等ば各自に携帶せしめるか好い。

校舎内の換氣法や光線の射入を適當にすること。各教室に姿鏡を設けて服裝の乱れ身體の不潔等を児童自ら氣をつける様になす事。運動場には砂利を敷くか又は適當に撤水して塵埃の飛散を防ぐこと。手洗鉢は龍口の備へある物を用ゆる事。便所の扉の把手や階段の欄干等常に多數の手の觸れる所は時々二十倍石炭酸水或は其他の消毒液で拭くことなどか必要である。

### ◎新瀉縣中蒲原郡七谷村治績概要

東 城 吞 舟

#### 十四、信用組合と勤儉貯蓄

七谷信用組合の前身たる勤勉貯蓄組合は明治三十七年四月日露戰役の際零碎の資を蓄積し勤儉の美風を養はん爲めに村長管理の下に組織し五ヶ年間毎月一口金拾錢づゝ貯蓄せしめ満期に至らば信用組合を組織せんことを目的として獎勵したるに口數八百三十三人員四百二十四名一齊に加入し相約すらく組合員は勤勉力行徳義を重んじ衛生に留意し時間を恪守し虚飾を戒め親睦を厚くし以て自治の發達を圖らんと斯くして貯蓄の目的を達し一村の風紀を維持したるのみならず民俗を更新したるもの前に甚大なるを見る而して五ヶ年間に蓄積したる金額五千八百有餘圓積産爲山於是總會を開き豫期の如く信用組合組織を議したるに全會一致之れを決す即ち其の貯金は出資金に充て彌々其精神を擴め形式を整へて去る明治四十二年十一月を以て業務を開始せり爾來日尙淺しと雖も非常の好成績を擧げつゝあるは寔に欣慶に堪へざる所なり現に組合員六百四人出資口數約二千貯金額四萬余圓に達し出資金及準備積立金等を合して四萬五千余圓の巨額に上る而して貸付金參萬余圓外は銀行預金として預け入る然も貯金の大部分は中産者以下の手に成り貸付金の利用も亦概ね此種の組合員に属するは最も喜ぶべき現

象なりとす。

本組合の重役たる理事監事は孰れも一村の信望を荷ひたる有力者にして當面の局には進取氣鋭の少壯者之れに當る即ち組合長笠原宇一郎氏は常に周到なる注意を以て組合基礎の鞏固を圖り健全なる發達を遂ぐるを念とし理事山崎武二郎氏は専務として銳意事務の整理を圖り監事長谷川永太郎亦専心其任務を盡す故に組合の運用機宜に適ひ簿冊整頓して業務の紀律頗る嚴正なり理事小野村長監事鶴巻助役は組合の精神を體し産業並に經濟上の發達を期すると共に道德の向上を圖り組合の事業は我家の事なりとの真心を以て相呼應し組合員の訓練と組合將來の隆運を冀圖しつゝあり故に其事業駁々として日に月に進み本組合の前途甚だ有望にして歳と共に地方共同の福利を増進するもの大なるものあるべきを信して疑はざるなり。

#### 十五 選獎記念事業

明治四十二年四月二十七日を卜し内務大臣より良村として旌表せられたる披露式を舉行す會同せる村民無慮二千人小野村長が村民を誡めたる式辭の一節に「願ふに本村の今日ある一般村民諸子の克く自治の觀念厚きに依ると雖も亦以て村有力者重立諸君の多年至誠を以て村治に盡瘁せる結果たらずんばあらず今や不圖選獎の恩典に浴す舉村益々刻苦精勵頃刻の懈怠なく彌々研鑽講究を重ね共に自治の發展に力を致さずして可ならんや本村將來の方針に付ては既に夫々經綸の確立しあるありと雖も

未だ以て之に安んず可らず萬般の事業僅に其端緒を開きしに過ぎず本村をして所謂其理想郷たらしめんには前途尙遼遠にして百般の事業施設更に一段の作興振脚を要す抑も時代の風潮は推移變遷極りなく時に或は民心の弛緩なきにあらず榮枯常なく興廢時あり豈互に誠めざるべけんや此の如くにして一般村を懷ふ一家の如くならば將來の發達期待すべく又以て鴻恩の萬一に報ずることを得んか」と然り而して會衆は選獎の趣旨と知事訓諭の精神とを體し協同一致自今一層發奮激勵村治の向上發展に努力し以て此の榮譽を空ふするなからんことを誓へ選獎記念として左記事業の實行は拍手湧くか如き間に議決されたり。

#### 一、地方改良事業獎勵金の保存及増殖

内務省より下賜の地方改良獎勵金八百圓は基本財産として保存し明治四十三年度より向ふ五十年間複利法に依り増殖するものとす。

但本基本財産の處分を爲すときは縣知事の承認を受くべきものとす。

本財産及増殖する蓄積金は特別會計として保管處理す。

二、教育施設の擴張 學校教育と社會教育との効果を一層大ならしむる爲め豫算金額四千五百圓を以て土地五反歩の買収又建物七十坪の建築を行ひ教育の施設に一層の擴張を爲すものとす

三、慈善事業の基本財産造製を目的とせる殖林

慈善事業の基本財産造製の目的として鶴巻龜太郎氏より寄附を受けたる山林五町四畝二十四歩に造林を爲し之れが大成を期す

四、信用組合の奨善事業 七谷信用組合は善行者奨励の方法を設け良風美俗の助長を計ること  
五、積善組合員の増加を期すること 積善組合の事業は地方興新に資する所尠からず今回本部に交渉して集金取締所を設置し以て諸般の利便を計り組合員の増加を期すること。

村長の決意彼が如く村民の意氣夫れ此の如し將來の事以て知るべきのみ此の記念事業の實行に至りては事多く永年に渉る繼續的の性質に属すと雖も本村は由來一旦定めたる計畫は誓て之れを遵守するの良慣行のあるありて既往の歴史的の確に之れを證して餘りあり故に星霜の経過に伴ひ實績の燦然たる期して待つべく今事業進行の績を見るに地方改良事業奨励金の保存及増殖は其管理規程に依り管理を慎重にし之を特別會計となしたるは一般村民をして賜金増殖の狀況を知るに便ならしむると共に永く選賢の恩典を忘るゝことなからしめんとし教育施設の擴張に對する經營方法は買収したる土地五反歩中二反歩は森林植物園とし種々なる樹種を植栽して以て樹性及効用を示し林業思想の發達を圖る資に供せんとする目的を以て其設計は縣立加茂農林學校林科主任に囑託し樹種は農科大學及加茂農林學校より下附を得て一百三十餘種の植栽を了したり又一反歩は農業の實習地に充て其餘の二反歩は全く建物の敷地となす此に建設したる建物は建坪八十四坪五合二階造となし階下を以て直接學校の用に供

し階上は公會堂とし講演講話集會或は圖書閱覽等の室に充て兒童教育と社會教育とを互に相聯絡結合せしめ以て一般風化に裨益する所あらしめんとす次に慈善事業の基本財産造成を目的とせる殖林は山林五町四畝二十四歩の内造林に適する部分に杉檜松等の用材樹種を植栽し成育の度に應じて間伐したる収入金は慈善救済の費用若くは該基金として蓄積に充て樹齡百年を期して慈善資金を大成せんとするにありて林地寄附者の植付たる杉樹三千本の外杉壹萬壹千本扁柏一千四百七十本赤松三千本は明治四十三年及四十四年に植栽を了したり又信用組合の奨善事業は特に表彰規程を設定し勤勉力行克く公事に努むる者並に小學校兒童の優秀者及孝子義僕節婦其他篤志善行者の類にして其篤行の最も卓絶せるものを旌表して之れを奨励し以て時潮の善化民風の振興を計る然も組合は夙に此等事業に向て意を致すこと厚く定款に於て奨善揚美公益慈善救恤の費用は特別積立金より支出するの途を設けあり又積善組合員の増募は勤儉と貯蓄との美風を涵養すると共に相互に扶助救済を圖り尙公益慈善を目的とせる團體なるかゆゑに組合員の増加は一郷に在ては良風美俗を馴致するの一助となり家庭に在ては所謂善を積むものにして自然家々慶福を生む基となるを以て之れか組合員の増加を期する爲め集金取扱所を設けて便宜を計り加入を勧誘したるに現在組合員數四百人口數四百五十余に上り漸次増加するの狀況なり而して加入者の多數は青年子弟にして毎月通じて約二百圓の貯蓄を爲すを見る洵に喜ぶべき傾向なりとす。

嘗て村治緒に就かず村勢萎靡して振はざるや深く其原因と將來發展の根柢たるべき要素を考究し村是として先づ利源の開發教育の振張人心の統一自然の訓練勤儉治産村風の興新を期し村當局者並に有志者等が互に協心勦力して専心其の事に従ひしは實に本村をして今日あらしめたる所以なりされき當初に遡りて思を致せば蓋し今昔の感に堪へざるものあらむ凡そ一事一業を遂げんとする先づ事業の計畫と實行の方法を確立し將來に於ける効果を明にして村民に周知せしめ著々歩武を進めざるへからず此間に於ける苦心經營實に想像の外にあるへし然るに本村は能く事物の調和を計り些の蹉跌なく遂行し得たるは畢竟重立有志の直接間接に當局を補助したるに依ると雖も又實に當局者の用意周到なるに歸せずんばあるべからず夫の利源開發の基礎事業たる村道の開修を遂行して産業の發達に資し殖林煥めて永久的に鞏固なる財産の遺製をせしめ又道路開修を動機として五個に分立せる小學校を二校とし更に一校に合併して施設並に内容の充實を計り一面青年教育社會教育に努力して民智を啓き以て部落割據の積弊を一洗して人必を統一し適材を適所に置き特に有爲の青年を善用して自治の實際を味はしむると共に一村の發達を助けしめ自強會其他種々の會合を利用して公共心の涵養に方め以て實地的と啓發的の兩方面より自治の訓練を爲し又勤儉治産の良風を起す爲めには農業、林業、養蠶、製炭等の主副産業の發達を圖るの外時間の利用に最も適切なる製紙業を奨励す斯の業は勞力の分配をよくす

ると共に其作業か營々として刻苦するにあらざれば收入を増すこと能はざるを以て自然勤儉力行の美風を馴致するに至るものあり又村の繁榮を圖り永遠に健全なる發達を遂げしむるには健實なる村風を作りて以て村民を同化するに若かずとなし村訓として村格の三基石を制定し重立有志者は實踐躬行範を一般に示す是に於てか人として人格あり村として村格あるに至る今や闔村の民和衷協同相率ゐて此の村格を持續し倍々村の向上發展を期するに至る洵に美風と謂ふべきなり

本村の曩に内務省より選奨せらるゝや小野村長語りて曰く本村自治の施設經營として何等見るべき特長あるなく又未だ一事一業の成功せるものなし即ち現時に於ては實に圖か期待する良村の域に達せざるのみならず村民が理想とする所の十分一の實績をも收めざる初歩時代に於て誤て旌表の線に入る衷心實に慙愧たらずんばあらず若し今日に於て多少見るべきものありとすれば是れ有力者重立等か樞軸となり村民全體心を一にし力を協せ村治の發展に努力したる結果たらずんばあらずなり嗚呼幸に奎運炳時に遭ひ僻陬の山村此の優遇に浴す其恩實の厚き洵に感激に堪へざるなり我か村民たるもの自今一層奮勵して此の榮譽に報いざるべからずと其謙抑して伐らざるは人をして肅然襟を正さしめ其抱負の重厚なるは以て將來益々多望なるを卜すへし察するに本村は熱誠篤實なる小野村長の背後には鶴卷、中野、笠原、山崎等の有力者が獻身的に助力して村民の儀表たるを以て任となすあり篤志篤行者亦陰に自治の扶植に力を添ゆる所幸て全村民の和衷協同を鞏固にし村民亦進取の氣概を有し一村心を

一にして力を協せて各其分を盡して互に善を爲さんとし又他の美を爲さんとする勢ひ此の如くなれば一村の治績隆々として日に良好となるもの故なくんばあらず殊に後継者青年等が先輩の遺風流芳を承け謹厚にして能く自重し自治の將來に一道の光明を放ちつゝあるは爲邦家大いに意を強うするに足るものあるを覺ゆるなり。(終り)

大正五年五月十日 印刷  
大正五年五月十五日 發行

〔非賣品〕

發行人 利根郡長 坂本 森一  
編輯人 利根郡書記 東城 政治

印刷人 須田 久吉

群馬縣利根郡沼田町五百五拾七番地

印刷所 啓文社

發行所

群馬縣利根郡役所

# 附錄

## ○馬匹去勢法施行規則

(續キ)

### 第一様式

去勢馬匹現在届

名稱(又ハ番號)何寺何毛(特徵)

右届出候也

年 月 日

(検査請求

種牡馬候補疾病又ハ發育不全  
河種 猶豫 證 所 持)

住 所

所有者(管理者) 氏

名 印

市町村長宛

備考

第二様式

- 一 去勢ノ猶豫ヲ希望スル者ハ検査請求及其ノ事由ヲ記載スヘシ
- 二 去勢猶豫證ヲ所持スル馬匹ニ在リテハ其ノ旨ヲ記載スヘシ
- 三 年齢ハ算ヘ年ヲ用フ
- 四 星、流星又ハ肢ノ白毛等他ノ馬匹ト區別シ得ヘキ特徴ヲ有スル馬匹ニ在リテハ成ルヘク詳細ニ記載スヘシ

去勢馬匹異動届

名稱(又ハ番號) 何歳何毛(特徴) 何月何日斃死、撲殺、失踪又ハ何住所何某ニ譲渡  
 何月何日何住所何某ニ譲受、何地ニ移入又ハ踪跡發見  
 右届出候也

年月日

住所

所有者(管理者)氏

名印

市町村長宛

備考

- 一 去勢猶豫證ヲ有スル馬匹ニ在リテハ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第三様式

大正 年去勢馬匹連名簿

何都市町村

| 名稱又ハ番號 | 年齢 | 毛色 | 特徴 | 摘要 | 所有者(管理者)住所氏名 |
|--------|----|----|----|----|--------------|
|        |    |    |    |    |              |
|        |    |    |    |    |              |
|        |    |    |    |    |              |
|        |    |    |    |    |              |
|        |    |    |    |    |              |
|        |    |    |    |    |              |
|        |    |    |    |    |              |
|        |    |    |    |    |              |
|        |    |    |    |    |              |
|        |    |    |    |    |              |

備考

- 一 摘要欄ニハ馬匹異動ノ月日及事由其ノ他必要ノ事項ヲ記載スヘシ
- 二 用紙ハ半紙判野紙トス

第四様式

大正 年検査馬匹連名簿

何都市町村

| 猶豫證番號 | 名稱又ハ番號 | 年齢 | 体尺 | 毛色 | 特徴 | 検査成績 | 摘要 | 所有者(管理者)住所氏名 |
|-------|--------|----|----|----|----|------|----|--------------|
|       |        |    |    |    |    |      |    |              |
|       |        |    |    |    |    |      |    |              |
|       |        |    |    |    |    |      |    |              |
|       |        |    |    |    |    |      |    |              |
|       |        |    |    |    |    |      |    |              |
|       |        |    |    |    |    |      |    |              |
|       |        |    |    |    |    |      |    |              |
|       |        |    |    |    |    |      |    |              |
|       |        |    |    |    |    |      |    |              |
|       |        |    |    |    |    |      |    |              |

備考

- 一 猶豫證番號、体尺及檢査成績ノ三欄ハ檢査員之ヲ記載スヘシ
- 二 摘要欄ノ記載方ハ第三様式ニ同シ
- 三 用紙ハ半紙判罫紙トス

第五様式

大正 年去勢馬匹頭數表 「道何府縣」「何郡」「何市町村」

| 市町村 | 去勢馬匹頭數 |    |      | 檢査請求頭數 |    |      |
|-----|--------|----|------|--------|----|------|
|     | 三歲     | 四歲 | 五歲以上 | 三歲     | 四歲 | 五歲以上 |
| 計   |        |    |      |        |    |      |

備考

- 一 去勢馬匹頭數欄ニハ届出馬匹ノ總數ヲ記載スヘシ
- 二 地方長官ノ調製スルモノニ在リテハ市町村ノ上ニ郡ノ欄ヲ設ケ市町村長ノ調製スルモノニ在リテハ市町村ノ欄ヲ要セス
- 三 用紙ハ半紙判罫紙トス

第六様式

去勢計畫概覽書

去勢班數及技術員數 何班何人

何班

| 去勢所地名 | 去勢馬匹豫定頭數 | 去勢期 |    | 摘要 |
|-------|----------|-----|----|----|
|       |          | 開始  | 終了 |    |
| 市     |          |     |    |    |
| 町     |          |     |    |    |
| 村     |          |     |    |    |

備考

- 一 摘要欄ニハ去勢實施上參考ト爲ルヘキ事項ヲ記載スヘシ

表

面

七

寸

道廳何府縣署何班第何號

甲種去勢猶豫證

住所

所有者(管理者) 氏名

|    |    |   |     |
|----|----|---|-----|
| 名  | 稱  | 何 | 號   |
| 年  | 齡  | 何 | 歲   |
| 体  | 尺  | 何 | 寸何分 |
| 毛色 | 特徴 | 何 | 毛   |
| 檢  | 查  | 地 |     |

右馬匹去勢法第二條第一項ニ依リ去勢ノ施行ヲ猶豫ス

年月日 印

馬政局 印

備考

- 一 紙色ハ白色トス
- 二 年月日ノ下印ハ検査員ノ認印トス

面

背

|     |    |
|-----|----|
| 年月日 | 異動 |
|     |    |
|     |    |
|     |    |
|     |    |
|     |    |
|     |    |
|     |    |
|     |    |
|     |    |

注意

- 一 此ノ證書ハ馬匹牽出ノ際ハ常ニ携帯スヘシ
- 一 此ノ證書ノ効力ハ翌年去勢馬匹検査期日迄トス
- 一 此ノ證書ヲ毀損又ハ失シタルトキハ丙種去勢期限満了ノ後ハ去勢馬匹検査員ニ返附スヘシ
- 一 此ノ證書ヲ毀損又ハ失シタルトキハ丙種去勢期限満了ノ後ハ去勢馬匹検査員ニ返附スヘシ
- 一 異動欄ニハ何住所何某ニ譲渡シ又ハ預入等ヲ記入シ捺印スヘシ





|   |   |        |    |    |    |    |              |
|---|---|--------|----|----|----|----|--------------|
| 町 | 村 | 名稱又ハ番號 | 年齢 | 毛色 | 特徴 | 摘要 | 所有者(管理者)住所氏名 |
|   |   |        |    |    |    |    |              |
|   |   |        |    |    |    |    |              |
|   |   |        |    |    |    |    |              |
|   |   |        |    |    |    |    |              |
|   |   |        |    |    |    |    |              |
|   |   |        |    |    |    |    |              |

計何頭

年月日

道廳何府縣第何班

去勢馬匹検査員 官 氏 名 ⑩

同 同

備考

- 一 市ノ連名簿ニハ町村欄ヲ要セス
- 二 不參馬匹ハ其ノ事由ヲ摘要欄ニ記載スヘシ

第十二様式

馬匹去勢成績報告

廳道何府縣

去勢馬匹頭數表

| 計 | 何箇所 | 去勢班名 | 去勢所 | 豫定 | 丙種 | 猶豫 | 頭數 | 去勢期限 | 丙種 | 猶豫 | 頭數 | 治療 | 委託 | 治療 | 宿泊 | 廢  | 斃  | 摘  | 要  |    |
|---|-----|------|-----|----|----|----|----|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
|   |     | 郡名   | 地名  | 頭數 | 疾病 | 事故 | 計  | 頭數   | 頭數 | 日數 |
|   |     |      |     |    |    |    |    |      |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|   |     |      |     |    |    |    |    |      |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|   |     |      |     |    |    |    |    |      |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|   |     |      |     |    |    |    |    |      |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|   |     |      |     |    |    |    |    |      |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|   |     |      |     |    |    |    |    |      |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|   |     |      |     |    |    |    |    |      |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|   |     |      |     |    |    |    |    |      |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |

備考

- 一 豫定頭數ハ検査請求ヲ除キタル届出頭數ニ検査不台格及検査不參馬匹頭數ヲ加ヘタルモノトス
- 二 治療日數ハ一頭平均ノ日數トス
- 三 宿泊ハ本則第二十五條第三項ニ依リ宿泊ヲ命シタル馬匹ノ頭數トス
- 去勢班ノ組織及技術員氏名
- 各去勢所開閉期日及日數 去勢計画概要書ニ同シキモノハ記載ニ及ハス 其ノ變更シタルモノハ事由ヲ記載スルコト
- 各去勢班ノ採用シタル馬匹保定方法及術式
- 馬匹ヲ宿泊セシメタル詳細ノ事由
- 去勢施行上ノ事故
- 去勢ニ關スル地方人民ノ意嚮

去勢ニ關スル意見

第十三様式

去勢馬匹評價書

|        |    |    |    |           |     |              |
|--------|----|----|----|-----------|-----|--------------|
| 名稱又ハ番號 | 年齡 | 毛色 | 特徵 | 評價<br>瘰癧前 | 瘰癧後 | 所有者(管理者)住所氏名 |
|        |    |    |    |           |     |              |

右評價候也

年月日

住所

馬匹去勢技術員(治療委託ヲ受ケタル獸醫)

氏名

住所

職業

氏名

住所

職業

氏名

第十四様式

瘰癧馬鑑定書

住所

所有者(管理者) 氏名

|            |         |     |      |            |
|------------|---------|-----|------|------------|
| 名稱又ハ番號     | 年齡      | 體尺  | 毛色特徵 | 用途         |
|            |         |     |      |            |
| 去勢施行及年月日發行 | 發病年月日發病 | 病名及 | 發病事由 | 瘰癧度瘰癧後用途變換 |
|            |         |     |      |            |

右鑑定候也

年月日

道廳何府縣

馬匹去勢技術員(治療ノ委託ヲ受ケタル獸醫)

氏名

備考

一 特徴ハ白色瘰癧痕旋毛等ノ内特徴トナルヘキモノ二三點ヲ記載スヘシ

去勢技術員徽章



裏面



- 一 徽章地質ハ洋銀トス驛鈴形並轡形ハ金色トス
- 二 徽章ハ右胸部ノ見易キ所ニ裝著スヘシ